

新宿区個人情報保護条例（平成29年1月【政令日】施行分） 新旧対照表【案2】

改正後（案）	改正後（案）【27年10月施行】
<p>目次</p> <p>第1章～第3章（省略）</p> <p>第3章の2 特定個人情報に関する特則（第32条の2— <u>第32条の8</u>）</p> <p>第4章～第6章（省略）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条（省略）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条（省略）</p> <p>2～4（省略）</p> <p>5 この条例において「個人番号」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。</p> <p>6 この条例において「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コードをいう。）以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報をいう。</p> <p>7 この条例において「保有特定個人情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。</p> <p>8 この条例において「特定個人情報ファイル」とは、保有特定個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有特定個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。</p> <p><u>9 この条例において「情報提供等記録」とは、番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</u></p> <p><u>10～15</u>（省略）</p> <p>（実施機関等の責務）</p> <p>第3条（省略）</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章（省略）</p> <p>第3章の2 特定個人情報に関する特則（第32条の2— <u>第32条の7</u>）</p> <p>第4章～第6章（省略）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条（省略）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条（省略）</p> <p>2～4（省略）</p> <p>5 この条例において「個人番号」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。</p> <p>6 この条例において「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コードをいう。）以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報をいう。</p> <p>7 この条例において「保有特定個人情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。</p> <p>8 この条例において「特定個人情報ファイル」とは、保有特定個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有特定個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。</p> <p><u>9～14</u>（省略）</p> <p>（実施機関等の責務）</p> <p>第3条（省略）</p>

第2章 実施機関における個人情報の取扱い

第1節 収集

(適正収集の原則)

第4条 (省略)

(本人収集及び利用目的明示の原則)

第5条 (省略)

(収集禁止事項)

第6条 (省略)

第2節 管理

(正確性の確保)

第7条 (省略)

(安全確保の措置)

第8条 (省略)

(保有個人情報保護管理責任者の設置)

第9条 (省略)

(業務の登録等)

第10条 (省略)

第3節 利用

(目的外利用の制限)

第11条 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を利用することができる。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (4) 区民の福祉の向上を図るため、法令等及びこれらの委任を受けた規則等の定めに基づき適正に業務を執行するとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、審議会の意見を聴いて、実施機関が特に必要があると認めるとき。

3 実施機関は、前項第2号から第5号までの規定に基づき保有個人情報を利用したときは、実施機関が定める事項を記録し、区民の閲覧に供さなければならない。

4 実施機関は、第2項第3号の規定に基づき保有個人情報を利用したときは、速やかにその事実を本人に通知

第2章 実施機関における個人情報の取扱い

第1節 収集

(適正収集の原則)

第4条 (省略)

(本人収集及び利用目的明示の原則)

第5条 (省略)

(収集禁止事項)

第6条 (省略)

第2節 管理

(正確性の確保)

第7条 (省略)

(安全確保の措置)

第8条 (省略)

(保有個人情報保護管理責任者の設置)

第9条 (省略)

(業務の登録等)

第10条 (省略)

第3節 利用

(目的外利用の制限)

第11条 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を利用することができる。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (4) 区民の福祉の向上を図るため、法令等及びこれらの委任を受けた規則等の定めに基づき適正に業務を執行するとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、審議会の意見を聴いて、実施機関が特に必要があると認めるとき。

3 実施機関は、前項第2号から第5号までの規定に基づき保有個人情報を利用したときは、実施機関が定める事項を記録し、区民の閲覧に供さなければならない。

4 実施機関は、第2項第3号の規定に基づき保有個人情報を利用したときは、速やかにその事実を本人に通知

しなければならない。ただし、当該通知により、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあると認めるときは、この限りでない。

5 実施機関は、第2項第3号の規定に基づき保有個人情報を利用したときは、速やかにその事実を審議会に報告しなければならない。

(外部提供の制限)

第12条 (省略)

(保有個人情報の提供を受けるものに対する措置要求)

第13条 (省略)

(業務委託等に係る措置)

第14条 (省略)

(受託業者等の責務)

第15条 (省略)

第4節 電子計算機による個人情報の取扱い

(電子計算機による管理)

第16条 (省略)

(外部電子計算機との結合禁止の原則)

第17条 (省略)

第3章 開示、訂正、利用停止等

第1節 開示、訂正及び利用停止

(開示請求権)

第18条 (省略)

(保有個人情報の開示義務)

第19条 (省略)

(部分開示)

第20条 (省略)

(訂正請求権)

第21条 (省略)

(保有個人情報の訂正義務)

第22条 (省略)

(利用停止請求権)

第23条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置（以下「保有個人情報に係る利用停止」という。）を請求することができる。

(1) 第4条、第5条第1項若しくは第2項若しくは第6

しなければならない。ただし、当該通知により、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあると認めるときは、この限りでない。

5 実施機関は、第2項第3号の規定に基づき保有個人情報を利用したときは、速やかにその事実を審議会に報告しなければならない。

(外部提供の制限)

第12条 (省略)

(保有個人情報の提供を受けるものに対する措置要求)

第13条 (省略)

(業務委託等に係る措置)

第14条 (省略)

(受託業者等の責務)

第15条 (省略)

第4節 電子計算機による個人情報の取扱い

(電子計算機による管理)

第16条 (省略)

(外部電子計算機との結合禁止の原則)

第17条 (省略)

第3章 開示、訂正、利用停止等

第1節 開示、訂正及び利用停止

(開示請求権)

第18条 (省略)

(保有個人情報の開示義務)

第19条

(部分開示)

第20条 (省略)

(訂正請求権)

第21条 (省略)

(保有個人情報の訂正義務)

第22条 (省略)

(利用停止請求権)

第23条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置（以下「保有個人情報に係る利用停止」という。）を請求することができる。

(1) 第4条、第5条第1項若しくは第2項若しくは第6

条の規定に違反して収集され、若しくは第8条第2項の規定に違反して保有されているとき、又は第11条第1項若しくは第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第12条第1項又は第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、当該代理人に係る本人に代わって保有個人情報に係る利用停止又は第32条の7各号に定める措置（以下「利用停止」と総称する。）に係る前項又は同条の規定による請求（以下「利用停止請求」という。）を行うことができる。

（保有個人情報の利用停止義務）

第24条（省略）

（開示請求等の手続）

第25条（省略）

（保有個人情報の存否に関する情報）

第26条（省略）

（開示請求等に対する決定及び措置）

第27条（省略）

2（省略）

3 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正を行うときは、その旨の決定を行い、訂正請求を行った者に対し、その旨及び実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。訂正請求に係る保有個人情報の訂正を行わないとき（前条の規定により訂正請求を拒否するとき、及び訂正請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）も同様とする。

4（省略）

（開示決定等の期限）

第28条（省略）

（開示の実施）

第29条（省略）

（保有個人情報の提供先への通知）

第30条 実施機関は、第27条第3項の規定による訂正を行う旨の決定に基づき保有個人情報（情報提供等記録を除く。）の訂正を行った場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

（費用の負担）

第31条（省略）

条の規定に違反して収集され、若しくは第8条第2項の規定に違反して保有されているとき、又は第11条第1項若しくは第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第12条第1項又は第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、当該代理人に係る本人に代わって保有個人情報に係る利用停止又は第32条の7各号に定める措置（以下「利用停止」と総称する。）に係る前項又は同条の規定による請求（以下「利用停止請求」という。）を行うことができる。

（保有個人情報の利用停止義務）

第24条（省略）

（開示請求等の手続）

第25条（省略）

（保有個人情報の存否に関する情報）

第26条（省略）

（開示請求等に対する決定及び措置）

第27条（省略）

2（省略）

3 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正を行うときは、その旨の決定を行い、訂正請求を行った者に対し、その旨及び実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。訂正請求に係る保有個人情報の訂正を行わないとき（前条の規定により訂正請求を拒否するとき、及び訂正請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）も同様とする。

4（省略）

（開示決定等の期限）

第28条（省略）

（開示の実施）

第29条（省略）

（保有個人情報の提供先への通知）

第30条 実施機関は、第27条第3項の規定による訂正を行う旨の決定に基づき保有個人情報の訂正を行った場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

（費用の負担）

第31条（省略）

第2節 不服申立て

(救済手続)

第32条 (省略)

第3章の2 特定個人情報に関する特則

(適正収集の原則)

第32条の2 (省略)

(利用目的明示の原則)

第32条の3 (省略)

(安全確保の措置)

第32条の4 (省略)

(目的外利用の制限)

第32条の5 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条及び第32条の7において同じ。)を利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

3 第11条第3項の規定は、前項本文の規定により保有特定個人情報を利用したとき(本人の同意があったときを除く。)について準用する。

(外部提供の制限)

第32条の6 (省略)

(利用停止請求権)

第32条の7 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 第6条若しくは第32条の2の規定に違反して収集され、若しくは第32条の4第2項若しくは第3項の規定に違反して保有されているとき、第32条の5第1項若しくは第2項の規定に違反して利用されているとき又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 前条第1項の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止

(情報提供等記録の提供先への通知)

第2節 不服申立て

(救済手続)

第32条 (省略)

第3章の2 特定個人情報に関する特則

(適正収集の原則)

第32条の2 (省略)

(利用目的明示の原則)

第32条の3 (省略)

(安全確保の措置)

第32条の4 (省略)

(目的外利用の制限)

第32条の5 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

3 第11条第3項の規定は、前項本文の規定により保有特定個人情報を利用したとき(本人の同意があったときを除く。)について準用する。

(外部提供の制限)

第32条の6 (省略)

(利用停止請求権)

第32条の7 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 第6条若しくは第32条の2の規定に違反して収集され、若しくは第32条の4第2項若しくは第3項の規定に違反して保有されているとき、第32条の5第1項若しくは第2項の規定に違反して利用されているとき又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 前条第1項の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止

第32条の8 実施機関は、第27条第3項の規定による訂正を行う旨の決定に基づき情報提供等記録の訂正を行った場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第4章 区民等の責務及び区民等への支援等
（区民の責務）
第33条（省略）
（事業者の責務）
第34条（省略）
（出資法人等の責務）
第35条（省略）
（区民及び事業者への支援）
第36条（省略）
（苦情処理）
第37条（省略）
（事業者に対する指導、勧告等）
第38条（省略）
第5章 雑則
（他の制度との調整等）
第39条（省略）
（開示請求等を行おうとする者に対する情報の提供等）
第40条（省略）
（施行の状況の公表）
第41条（省略）
（委任）
第42条（省略）
第6章 罰則
第43条～第47条（省略）

第4章 区民等の責務及び区民等への支援等
（区民の責務）
第33条（省略）
（事業者の責務）
第34条（省略）
（出資法人等の責務）
第35条（省略）
（区民及び事業者への支援）
第36条（省略）
（苦情処理）
第37条（省略）
（事業者に対する指導、勧告等）
第38条（省略）
第5章 雑則
（他の制度との調整等）
第39条（省略）
（開示請求等を行おうとする者に対する情報の提供等）
第40条（省略）
（施行の状況の公表）
第41条（省略）
（委任）
第42条（省略）
第6章 罰則
第43条～第47条（省略）

附 則

この条例は、番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。